

2019 秋闘第 2 回本部団交終了！

年休は「つけてもらうもの」から「申請して取得するもの」へ

この秋闘では、理事者提案である「レク休を廃止し、年休付与日数を 25 日にする」に関して、レク休廃止反対を主張するのではなく、年休そのものの取得日数をいかに増やせるのかを協議してまいりました。

今回の提案の背景は「政府の働き方改革関連法に」基づき年休取得日数が 5 日未満の職員 1 人に対して 30 万円の罰金を科す。労基法が改正になったことによります。



となれば、もし、レク休 5 日を守ったとしても年休取得 5 日を優先するようになることは目に見えていますし、レク休以外の年休に関して「5 日さえ年休取得させれば良い」と使用者側が考えてしまう可能性があります。

そうってしまったら、せっかくレク休 5 日＋年休 10 日で 15 日の実績まで漕ぎ着けた休日の数がレク休 5 日＋年休 5 日で 10 日がベースになってしまう恐れがあります。

理事長通知や総務部長通知で「年休取得日数の向上」「年休申請を断ることは労基法違反になる」と病院長あてに通知をしています。しかし、前号の No.11 でもお知らせしたとおり、年休申請は断られない」とせっかく通知をしても、そもそも交替制勤務者には「休み希望の仕組みはあっても、年休を申請する仕組みがない」という問題が解決されていません。

「年休はつけてもらうものではなく、申請して取得するもの」という考え方に病院側も職員側も変えていくことが重要です。

12 月 20 日の団交では、年休付与を来年 1 月 1 日から 25 日にする協定と来年 1 年間の年休取得目標を 25 日×70%で 18 日とする覚書を締結しました。

働き続けられる職場づくりの一環として、誰もが気軽に年休を申請し、それを取得できる職場環境にすることを目指して、これからも奮闘していきますので、よろしくお願いします。

※看護部長からのひとこと（公共労看護部長 松岡和昭）



明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いします。

昨年度の私は年休 11 日、レク休 5 日の取得でした。

なんとも情けない数字ですね、9 日も有給休暇を捨ててしまいました。皆さんは如何でしたか？年の初め年休が 25 日付与されます。繰り越しを足すと 45 日あります。

絶対 25 日取ります。皆さんも意識を変えて、みんなで 2020 年の 12 月には年休 25 日取ったぞー(´艸`)と言える様にしましょう。働き方改革、まず年休完全取得に年の始めに意識を置いてみませんか。東京 2020 あるんだから、テレビ観戦でも良いじゃない、休んでゆっくり見ましょうよ。